

## ○ 政策調整会議の組織及び運営に関する要綱

(平成 21 年 3 月 27 日)

改正 { 平成 22 年 5 月 6 日 }  
平成 30 年 5 月 29 日

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、政策調整会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

**第 2 条** 会議は、府議会各会派から推薦された議員をもって構成する。

2 会議における会派別の委員数は、京都府議会運営委員会条例(平成 3 年京都府条例第 17 号)第 7 条第 4 項に定める理事の人数とする。

### (委員)

**第 3 条** 委員は、前条第 1 項の規定により推薦された議員を、理事調整会議に諮って選任する。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

3 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、第 5 項の規定による委員の選任が行われた場合にあっては、前任者の任期満了の日の翌日からこれを起算する。

4 委員は、任期の途中であっても、必要に応じて交替することができる。この場合において後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期満了に伴う第 1 項の選任は、前任者の任期満了の日前 30 日以内にこれを行うことができる。

### (座長)

**第 4 条** 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 座長は、会議の議事を整理し、秩序を保持する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(招集等)

**第5条** 座長は、理事調整会議から政策条例の立案その他の事項に係る検討の要請があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 座長は、政策条例の調査研究を行うため必要があると認めるとときは、会議を招集することができる。
- 3 座長は、会議での検討結果について、速やかに理事調整会議に報告するものとする。

(職務代行)

**第6条** 委員に事故があるときは、座長の承認を得て、その所属する会派の議員がその職務を代行する。

(調査等)

**第7条** 会議において必要と認めた場合は、関係理事者、参考人等に対し会議への出席を求めるこことのほか、委員の派遣による調査を行うことができる。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、理事調整会議で協議し決定する。

## 附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。

(以下省略)